

(様式第1号・別紙2)

三宅町移住定住促進事業に係る個人情報の取扱い

奈良県及び三宅町は、奈良県移住支援事業及び三宅町移住定住促進事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

三宅町は、申請者とその世帯員（同居予定者及び世帯分離した同居人を含む。）が三宅町移住定住促進事業の補助対象者であることを審査し、確認するため、町税の納付状況及び住民基本台帳の記載状況等について調査・照会することがあります。

また、奈良県及び三宅町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。